

大船渡小学校の防災教育の取り組み

“The Development of Education for Disaster Prevention in Ofunato Elementary School”

大船渡市立大船渡小学校
元校長 柏崎 正明

1 はじめに

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災により、岩手県沿岸各地では、多くの尊い命と生活の基盤が奪われた。気仙地方では、2,100名を超える人が犠牲となり、海沿いの町が消え学校も大きな被害を受けた。

大船渡小学校は、地域の避難場所であったが、津波は一階校舎の約2メートルの高さまで達した。大きな地震の後、校庭に避難していた子どもたちは、68メートルの高台にある大船渡中学校まで二次避難した。そして、その夜は、全ての教職員と共に大船渡中学校体育館で過ごした。

その後、大船渡町内の6カ所の避難所や自宅・親戚等の家を訪ねて児童の安否確認を行い、4日後に、268名の全員無事を確認することができた。

有事の際には、「子どもたちの生命を最優先」とした対応が求められることから、震災前後の大船渡小学校の防災の取り組みについて検証し、日常の防災教育の大切さと今後の防災教育のあり方について考えてみることにする。

2 これまでの防災教育の取り組み

(1) 避難訓練

大船渡小学校は、震災前には年3回(各学期に1回ずつ)避難訓練を実施してきた。避難場所は校庭で、人員確認した後は校庭で待機し、二次避難することはなかった。なぜなら、大船渡小学校は地域の皆さんの避難場所であり、校庭に津波が来襲するとは想定していなかったからである。

火災や地震・津波を想定しての避難訓練は、いずれも授業時あるいは休憩時に設定して実施してきた。

① ねらい

非常災害(火災、地震・津波等)発生時における児童の生命・身体の安全確保を図るため、安全かつ速やかに避難できるようにする。

② 事前指導

- ・火事の恐ろしさ、地震・津波の恐ろしさ等を理解させる。

- ・非常事態に際し、安全に避難できるよう、普段の訓練が大切であることを理解させる。
 - ・火災発生場所により、避難経路・場所が変わることを理解させる。
 - ・火災発生の際、煙への対処の仕方を指導する。
 - ・集団行動のあり方を指導する。
- ③ 実施時期
- ・第1回 5月 地震・津波を想定（避難経路の確認）
 - ・第2回 9月 火災を想定（授業時の学校火災）
 - ・第3回 12月 火災を想定（休憩時の学校火災）
- ④ 事態発生と避難の方法
- I 非常事態発生
- i 火災発生の場合
 - ・発見者は、直ちに校長（副校長）に知らせる。
 - ・校長（副校長）は、発生状況を確認し、通報連絡係に指示して放送による避難命令を出す。
 - ii 地震発生の場合
 - ・地震発生により危険と判断した場合は、各担任、担当者は児童の安全を確保する対処を行う。
 - ・次の指示を待つ。
- II 避難通報
- サイレンを鳴らし、緊急放送をする。
 - * 担任、担当者は、通報内容を聞き、避難命令が出てから行動する。
 - i 第1次通報
 - ・各学級では、作業をやめ児童を落ち着かせる。窓を閉める。ストーブの火を消す。
 - ii 第2次通報
 - ・担任が指示して、避難を始める。
- ⑤ 避難誘導
- ・学級毎に一斉に行動する。列が合流する場合には下学年優先とする。
 - ・各担任は、避難経路に従って避難させる。
 - ・避難場所での並び方は、避難してきた順とする。
 - ・各階の最終確認者は担任外とし、担任は学級の児童の誘導に専念する。
 - ・避難場所に着いたら、担任は人数を確認後、校長に「人員報告」をする。
 - ・安全に避難した後、必要に応じて消火・搬出にあたる。
 - ・事務職員は2階、用務員は3階を点検する。
- ⑥ 役割分担

- ・消防計画による。
- ⑦ 講評・事後指導
 - ・避難後、校長が講評する。
 - ・各学級で、避難について事後指導を行う。
- (2) 震災を語り継ぐ学習
 - ① 防災意識の共有

チリ地震津波が襲来した昭和35年(1960年)5月24日の体験を、小学生が被災直後にまとめた文集がある。当時の大船渡小学校の児童と教職員の記録をまとめた津波体験記「黒い海」だ。子どもたちのありのままの表現が、友人、家族、財産を奪った津波の恐ろしさを物語っている。

大船渡小学校では、文面を校内に掲示し、子どもたちに津波の怖さを理解させ「とにかく逃げる」、「より高いところに逃げる」ことによって、命が救われることを伝えてきた。

当時の小学生の書いた文章は、50年後に生きる児童の心に、今も強く届いている。
 - ② チリ地震津波から50年が経過

チリ地震津波から50年が経過した平成22年(2010年)5月24日、国内最多の53名の犠牲者を出した大船渡市内では、正午にサイレンを鳴らし、市内各地で黙祷が捧げられた。

大船渡小学校では、50年前の同校児童、教職員が被災直後に体験を書き残した文集「黒い海」を全学年で学習した。児童は、自分と同じ学年の子どもが残した体験文を読み返した。そして、改めて津波の恐怖や残酷さについて学び、全校児童が海の方を向いて黙祷を行い、手を合わせて犠牲者の冥福を祈った。

当時の子どもや教職員の思い、そして津波の怖さを、今後も後世に語り継ぎ、津波に備えていくことの大切さを強く感じた。

3 防災教育の見直し

大船渡小学校は、震災後、「避難マニュアル」を見直した。なぜなら、大船渡小学校は、地域の皆さんの避難場所だったが、東日本大震災の時には、約2メートルの津波が校舎に押し寄せて来たからである。

(1) 二次避難の実施

- ① 津波警報や注意報が発令された場合
 - ・直ちに校庭に避難をして、人員を確認する。
 - ・その後、68メートルの高台にある大船渡中学校へ二次避難を行う。
- ② 保護者への伝達
 - ・子どもが学校にいる時は、教職員が責任を持って大船渡中学校へ二次避難さ

せます。

- ・保護者の皆さんは、津波が襲ってきた浸水域を通過して、大船渡小学校へ子どもたちを迎えに来ないでください。保護者の皆さんも、家族で話し合っただけで決めた安全な場所へ避難してください。

③ 震災後の対応

I 津波警報が発令された時

- ・解除されるまで、子どもを保護者に引き渡さない。
- ・保護者も子どもと一緒に避難所で待機する。

II 津波注意報が発令された時

- ・浸水域に自宅があつて、浸水域に帰宅する。 ⇒ 子どもを保護者に引き渡さない。
- ・非浸水域に自宅があつて、浸水域を通過して帰宅する。 ⇒ 子どもを保護者に引き渡さない。
- ・非浸水域を通過して、非浸水域に帰宅する。(実家や親戚宅も含めて)
⇒ 子どもを保護者に引き渡す。

III 大船渡中学校へ二次避難した後

- ・「地域きずなメール」を利用して、約30分後保護者へ連絡する。
- 【警報が発令された時】
- ・全員大中に避難しました。解除されるまで引き渡しませんので、お迎えにきても一緒に待機となります。また、連絡します。
- 【注意報が発令された時】
- ・全員無事に大中に避難しました。解除されるまで、待機します。
- 【注意報が解除された時】
- ・注意報が解除されたので、小学校へ戻ります。学習をして、通常の下校となります。

(2) 下校時における避難訓練の実施

- ・下校時に、地域担当の職員が子どもたちと一緒に通学路を歩いて、「もし、この場所で津波警報や注意報が発令された時、どこに避難したらよいか」を確認した。
- ・各地域ごとに、何カ所かの避難場所が決めてあり、最寄りの避難場所へすばやく逃げることにしている。

(3) 避難カードの準備

- ・家族で話し合っただけで決めた避難場所を「避難カード」に記入し、「ランドセル用」・「家族用」として、準備することにした。

① 避難場所の記入について

- ##### I 家にいる時 ⇒ 家族が落ち合う場所を記入する。

Ⅱ 登下校中 ⇒ 通学路の途中で避難する場所を記入する。

- ・「ランドセル用」は、透明なケースに入れて常にランドセルの中に入れている。
- ・「家庭用」は、各家庭で家族みんなの見える場所に掲示している。
- ・学校では、それぞれをコピーして保管している。
- ・「避難カード」には、自分の名前や保護者名、避難する場所や緊急連絡先等が記載されている。

(4) 大船渡小・中学校の合同避難訓練

平成 29 年（2017 年）7 月 12 日に、大船渡小学校と大船渡中学校は、地震と津波を想定した合同避難訓練を行った。訓練は、震度 5 弱の地震が発生し、津波警報が出されたと想定。

小学生は、自校の校庭に避難した後、高台の大船渡中学校中庭を目指して二次避難した。中学生は、リーダーとなって小学生を迅速に安全な場所へ誘導した。大船渡中学校は、災害発生時の第 2 避難所に指定されており、東日本大震災の際も、多くの住民が体育館に避難した。

中学生は、体育館で避難所運営を疑似体験した。自宅のある町内 15 地区に分かれ、それぞれ連絡、炊事、宿泊、衛生、医療などの役割を担った。合同避難訓練は、今回で 3 年目だが、中学生は、避難者であふれる避難所での迅速で正確な運営について学んだ。

頼もしい中学生の姿を見た小学 6 年生の児童は、「中学生のように、自分も下級生を引っ張って避難できるようにしたい」と話していた。

4 震災の体験を語り継いでいくことの大切さ

東日本大震災で児童が誰一人犠牲にならなかったのは、日頃の避難訓練と津波体験記「黒い海」等を活用した防災教育のおかげだと思っている。

50 年前の体験記に生かされた私たちだからこそ、チリ地震津波をはるかに上回る被害を受けた東日本大震災のことも後世に伝えていくことが、当時の校長としての責務だと考えてきた。

そこで、震災から 8 ヶ月後、子どもたちは、「最近思っていることや感じていること」、「十年後の大船渡」、「将来やってみたいこと」、「語り継いでいきたいこと」等について、文章で表現した。

子どもたちの思いや願いがいつまでも「東日本大震災の記録」が、今後の防災教育に役立つことを願っている。10 年後、20 年後、そして 50 年後も語り継ぎ、防災意識を高めていってほしい。体験を後世に伝えていくことが、津波被害を少なくするための備えにつながると信じている。

5 おわりに

防災教育で大切なことは、過去の災害や震災でどのような被害があったかを学び、同じような災害が起きた時に、自分でどう考え、主体的にどう行動するかである。

そして、自分たちの住んでいる地域の防災について、子どもたちが主体的に関わる意識を芽生えさせることが重要である。そのために、通常の教科や総合的な学習の中で、地域の復興プランについて意見を発表させたり、地域の将来について考えさせたりする取り組みも大切である。

防災教育を通して、子どもたち一人ひとりの防災意識を高めていくことはもちろん大事だが、社会のあり方に広く目を向けるような人に育てていくことが求められる。

「津波てんでんこ」という言葉がある。

「てんでんこ」というのは、東北地方の方言で、「一人ひとりが」・「めいめいが」という意味である。明治29年（1896年）の明治三陸大津波の頃から、三陸地方に伝えられてきた言葉である。「命てんでんこ」とも言われている。津波の常襲地帯と呼ばれる三陸で生まれた言葉は、震災から8年を経過した今、私たちに重い教訓を訴えかけている。

「大切な命は、自分で守る」

そのためには、あらかじめ避難計画を、家族で、職場で、そして地域で話し合い、安全な避難場所とそこにたどり着く時間や道筋等を考えておくことが大切である。そして、それぞれが、その安全な場所へ1秒でも速く、1メートルでも高く逃げることが求められる。

「てんでんこ」は、「自分だけ助かればいい」という教えではない。それは、「自分で考え、行動する」という生きるための思いである。「自分の命は、自分で守る」という原則から、他人にも避難を促す教えにつながる積極的な意味へと深化してきている。まさに、「津波てんでんこ」という言葉は、防災教育や避難訓練の大切さを説いた言葉でもある。